

# 年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況

平成22年11月18日

日本年金機構



# I . 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況



# 工程表の進捗の状況

## 1 2月末終了目途の事項等の状況

### (1) 事項

- ① 平成 22 年 3 月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
- ② 平成 22 年 3 月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
- ③ 平成 22 年 3 月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）

### (2) 10月末時点状況

- ① 平成 22 年 3 月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
  - 残件数は、処理困難ケースを除き、約 3 万 5 千件。（10月の月間処理件数は 13, 106 件）
- ② 平成 22 年 3 月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
  - 残件数は、処理困難ケースを除き、約 9 万 5 千件。（10月の月間処理件数は 51, 752 件）
- ③ 平成 22 年 3 月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）
  - 残件数は、処理困難ケースを除き、約 5 万 1 千件（10月の月間処理件数は 22, 047 件）

### (3) 目標達成に向けた取組み

- ① 進捗管理の徹底
  - 各取組みの実績については、11月より週次によるとりまとめを行い、とりまとめ結果を本部から各ブロック本部へフィードバックするとともに、実績が思わしくない都道府県については逐次処理計画の見直しと今後の見通し等を本部へ報告させ、各都道府県の進捗状況を管理。
- ② 社会保険オンラインシステムの稼働
  - 11月及び12月の窓口装置(社会保険オンラインシステム)について、金曜日夜間の稼働延長（11月5日、19日、26日、12月3日、17日）及び休日（11月7日、23日、12月23日）の稼働を実施。

# 工程表12月終了目途の事項の状況

(参考1)

事項	工程表の目途	残件数 (10月末) <small>月間必要処理件数 (10月末残÷目標まで月数)</small>	処理実績							評価
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
フォローアップ 22年8月～22年9月情報提供分	(22年12月末日途)	2,139 (1,070)	—	—	—	—	1,299	585	931	
黄色便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 37,316	20,197	14,745	14,286	13,067	16,907	15,217	13,106	A・・・20県 B・・・1県 C・・・13県 残なし・・・13県
		(困難分除く) 34,544 (17,272)								
本部 17,599 (8,800)	38,173	31,472	9,998	6,452	22,293	27,815	25,608			
定期便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 162,343	39,707	32,981	31,592	36,832	51,095	37,845	51,752	A・・・29県 B・・・2県 C・・・8県 残なし・・・8県
		(困難分除く) 94,527 (47,264)								
本部 23,447 (11,724)	8,367	8,664	108,312	50,141	118,857	8,306	12,393			
受給者便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 59,719	16,672	19,453	19,382	14,793	19,589	16,290	22,047	A・・・28県 B・・・6県 C・・・9県 残なし・・・4県
		(困難分除く) 51,345 (25,673)								

※ フォローアップのうち市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月末までに情報提供があったものについては9月末を目途に、8月以降9月末までに市区町村から情報提供があったものについては12月末を目途として処理したいと考えている。

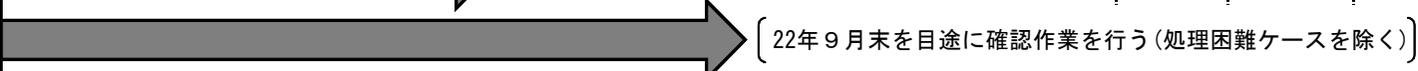
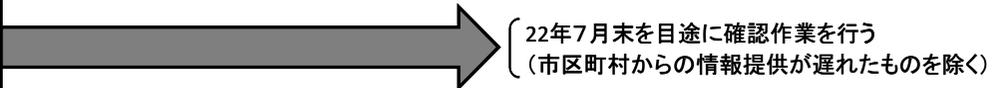
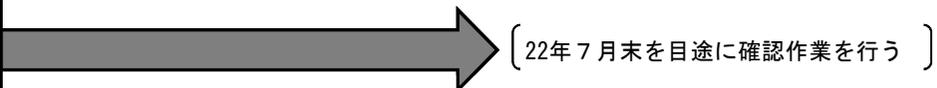
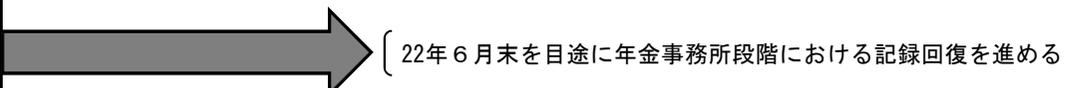
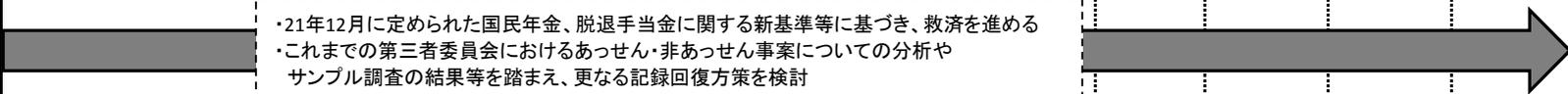
- (注) 評価は、10月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」  
 10月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合には「B」  
 10月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」

(参考資料 1)

# 工 程 表 の 概 要

〔 平成 22 年 3 月 26 日  
日本年金機構理事会決定 〕

## 年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
<b>1 ねんきん特別便</b> (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕												
	 〔22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕												
	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕										(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。		
	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕												
<b>2 フォローアップ照会</b>	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う(市区町村からの情報提供が遅れたものを除く)〕										現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
<b>3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査</b>	 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 ※22年3月末で未処理のグレー便対象案件										グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討		
<b>4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)</b>	 〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕 ※22年3月以前受付分												
<b>5 ねんきん定期便</b>	 〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕 ※22年3月以前受付分												
<b>6 標準報酬等の遡及訂正事案</b>	 〔22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める〕 ※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復										これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討		
<b>7 年金事務所段階での記録回復の促進</b>	 ・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討												



## 〈各項目について〉

### ○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### ○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都市部を除き、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

### ○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

### ○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

### ○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### ○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

### ○国年特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

### ○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を開始し、21年3月までに概ね終了。調査結果を踏まえ、必要な記録回復を進めている。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

### ○再裁定進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

## Ⅱ. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況



## 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況について

### 1. フォローアップ照会

<p>工程表の記述</p>	<p>○ 受給者のうち現行のフォローアップ照会対象者以外の者及び加入者のうち定期便に未統合記録の情報を同封する対象者以外の者（2次名寄せ対象、期間重複ケース等でより不確実性の高いもの）に対するフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるため、サンプル的にフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討する。</p>
<p>現時点の状況及び今後の作業内容</p>	<p>○ 名寄せ特別便を送付した方のうち、現行のフォローアップ照会の対象となっていない方、具体的には、</p> <p>① 1次名寄せ対象者（氏名、生年月日がほぼ完全一致）のうち、未統合記録と基礎年金番号の記録との間に期間の重複がある方</p> <p>② 2次名寄せ対象者（生年月日が一日異なる等）</p> <p>を対象として、5月に抽出処理を実施。その結果、対象者は総計約240万件であることが判明。</p> <p>○ 現在、対象者約240万件の中から約3千件程度を抽出し、11月30日を期限としてサンプル調査を実施しているところであり、その結果を踏まえ、フォローアップ照会を実施する対象範囲を決定予定。</p> <p>○ なお、名寄せ特別便を送付した方のうち、現行のフォローアップ対象外のうち、訂正ありと回答があった者について、名寄せパターンなどのどのカテゴリーに該当するかを並行して分析（抽出）中。</p> <p>※ 概要は別紙1参照</p>

### 2. 厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査

<p>工程表の記述</p>	<p>○ 厚生年金等の旧台帳記録約1466万件のうち、グレー便を送付した約68万人分の記録以外のものについて、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い、「生存者」の情報と一致した記録の加入期間等をパンチ入力・磁気データ化した上で、新たな年金受給につながる可能性がある方に対し、お知らせを送付する等の対応を検討する。</p>
<p>現時点の状況及び今後の作業内容</p>	<p>○ 住基ネットとの突合せの結果、約7万人の方（生存者）について、氏名、生年月日が一致。</p> <p>○ 今後の工程として、</p> <p>① 約7万人の方の紙台帳を抽出（手作業）</p> <p>② 当該紙台帳の情報（加入期間等）をパンチ入力して磁気データ化</p> <p>③ 「お知らせ」の作成</p> <p>が必要となるが、まずはサンプル調査を実施し費用対効果を見極めたうえで、全体の実施方針を作成。サンプル調査は、各年金事務所において紙台帳をWMで確認することができる時期を勘案して、12月上旬から実施することとして、現在準備中。</p> <p>なお、グレー便の未回答者への対応については、来年春以降に実施を検討している特別便等の未回答者への呼びかけと併せて実施。</p> <p>※ 概要は別紙2参照</p>

### 3. 標準報酬等の遡及訂正事案

<p>工程表の記述</p>	<p>○ これまで救済が図られた事案についての分析を行うとともに、1条件のみ該当、2条件のみ該当の事案についてのサンプル調査及び滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。</p>
<p>現時点の状況及び今後の作業内容</p>	<p>〈1条件のみ該当、2条件のみ該当の事案についてのサンプル調査〉          ○ 1条件のみ該当、2条件のみ該当の事案についてのサンプル調査については、6月末までに調査を終え、7月27日の回復委員会へ結果を報告。調査結果を踏まえ、更なる記録回復方策について検討。</p> <p>〈滞納事業所の資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査〉          ○ 滞納事業所の資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査については、作業工程を検討中。実施時期については他の調査との関係を踏まえ、検討。</p>

### 4. 年金事務所段階における記録回復の促進

<p>工程表の記述</p>	<p>○ これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。</p>
<p>現時点の状況及び今後の作業内容</p>	<p>〈脱退手当金（まだら事案）〉          ○ 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録（まだら事案）にかかるサンプル調査について、2月8日から開始し、2月末までに調査をした本人調査について、3月29日の年金記録回復委員会へ中間報告。（7月27日に最終報告。）</p> <p>○ さらに、まだら事案について、第三者委員会のあっせん事例・非あっせん事例の分析を踏まえた検討を行い、まだら事案であってさらに一定の条件を満たす場合は、年金事務所段階において記録回復を行うこととする案が3月29日及び4月23日の年金記録回復委員会において報告。これに基づき、4月30日に年金局から回復基準が示され、これを受けて同日地方へ指示依頼。</p> <p>〈厚生年金基金記録との相違〉          ○ 厚生年金基金記録と被保険者記録が相違している場合に、事業所に保管されている人事記録等が厚生年金基金記録と一致しており一定の条件を満たす場合には被保険者記録を訂正することとする対応方針案について、10月5日の年金記録回復委員会へ報告。10月20日に年金局から対応方針が示され、これを受けて同日地方へ指示依頼。</p> <p>〈その他〉          ○ 社労士アンケートで提案があった事項を踏まえ、新たな回復基準について、年金局とともに検討中。</p>

## 5. 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

<p>工程表の記述</p>	<p>○ 21年12月に公表した「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間（25年）を満たしている者に係る実態調査」の結果を踏まえた具体的対応策について、検討を行い、実施に移す。</p>
<p>現時点の状況及び今後の作業内容</p>	<p>〈年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対する「お知らせ」の送付〉</p> <p>○ 平成22年9月30日、25年の年金受給資格期間を満たしていながら年金の全部または一部を請求していない69歳以上の方（注）に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付（約6.5万件）。</p> <p>（注）平成23年4月までに69歳に到達する方を含む。</p> <p>○ さらに、平成23年5月から、毎月、69歳に到達する方に対して同様の「お知らせ」を送付する予定。</p> <p>〈70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対する「お知らせ」の送付〉</p> <p>○ 平成22年9月28日、70歳までの一定期間において保険料を納付することにより受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方に対して、合算対象期間（カラ期間）や任意加入制度等についての説明を行い、年金事務所等への相談を促すための「お知らせ」を送付（約1.6万件）。</p> <p>〈その他〉</p> <p>○ 年金の請求漏れが生じやすいと考えられる5事例について、ポスター及びリーフレットを作成し、年金の請求を促すための周知の取組を進める。その際、地方自治体、公立病院、公立図書館、金融機関等における周知についても協力依頼を実施。</p> <p>○ 特に、11月の「ねんきん月間」において集中的な展開を図る。</p>
<p>工程表の記述</p>	<p>○ 「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、22年3月末時点での状況を踏まえ、必要な対応を行う。</p>
<p>現時点の状況及び今後の作業内容</p>	<p>○ 平成22年3月末時点の状況を4月23日に、7月末時点の状況を9月2日に、年金記録回復委員会において報告。（約50万件の「お知らせ」送付対象者のうち、「お知らせ」送付後に請求があり年金の裁定が行われた方が、3月末時点で約1万件、7月末時点で約3万件。）</p> <p>○ 毎月相当数の方が受給に結び付いている状況が続いていることから、引き続きフォローアップを行う。</p>



# フォローアップ照会について現状と今後の対応

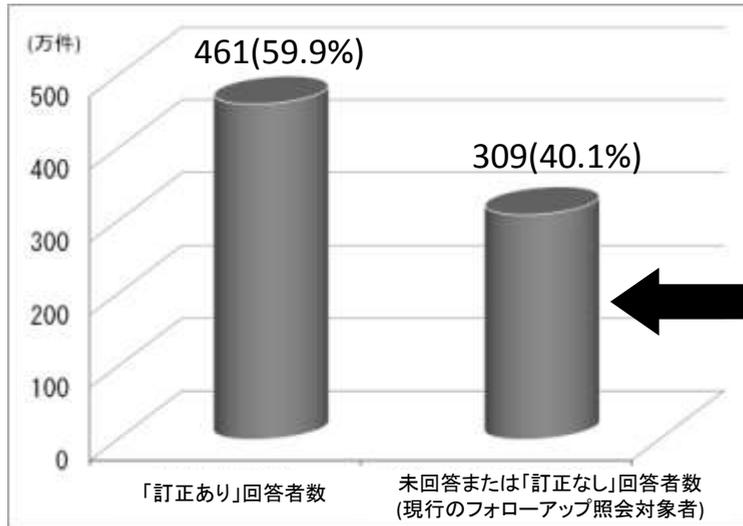
○ 名寄せ特別便を送付した方のうち、現行のフォローアップ照会の対象となっていない方(送付数約260万人)のうち、未回答又は訂正なしと回答があった方(約240万人)から、名寄せパターン毎に総計約3千人程度を抽出し、サンプル的にフォローアップ調査を実施中。その結果を踏まえ、フォローアップ照会を実施する対象範囲を決定予定。

※ 併せて、訂正ありと回答があった約20万人について、名寄せパターンのどのカテゴリーに該当するか分析(抽出)中。

## ○現行のフォローアップ照会対象者

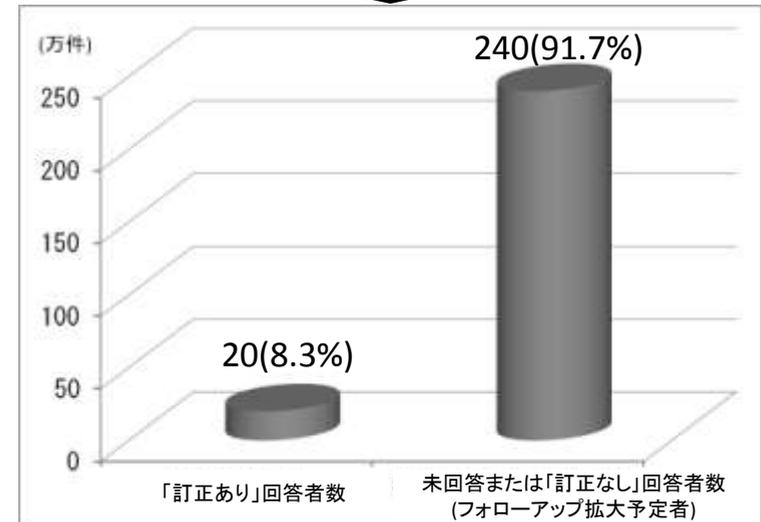
	名寄せ区分	送付人数	
		期間重複なし	期間重複あり
受給者 300万人送付	1次名寄せ	250万人	160万人(53%) ← 90万人(30%)
	2次名寄せ	50万人	42万人(14%) ← 8万人(3%)
加入者 730万人送付	1次名寄せ	670万人	610万人(84%) ← 60万人(8%)
	2次名寄せ	60万人	50万人(7%) ← 10万人(3%)

電話・訪問等により  
確認している者  
(88万人)  
定期便に記録を  
同封した者  
(221万人)



## ○今後、フォローアップ照会対象拡大予定の者(費用対効果を見極めるため、サンプル的な調査を行う)

	名寄せ区分	送付人数	
		期間重複なし	期間重複あり
受給者 300万人送付	1次名寄せ	250万人	160万人(53%) ← 90万人(30%)
	2次名寄せ	50万人	42万人(14%) ← 8万人(3%)
加入者 730万人送付	1次名寄せ	670万人	610万人(84%) ← 60万人(8%)
	2次名寄せ	60万人	50万人(7%) ← 10万人(3%)





〔 合計：1,245,097 〕

名寄せパターン別、フォローアップ対象の拡大後の対象候補者数  
(受給者)

氏名条件 生年月日 性別(下段)		氏名条件			
		第一次名寄せ		第二次名寄せ	
		①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		ソーン、ツーシなどを丸 めて一致	漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サ チコ・ユキコ」などを丸め て一致
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	(フォローアップ済)	1,054	52,312
			734,831	265	10,089
	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	5,313	17	1,868
			869	3	293
		・生年月日 ±1日で一致	269,914	1,456	71,826
			50,633	304	14,197
	・元号除外し年月日一致	24,523			
		5,330			

※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

〔 合計:1,162,236 〕

## 名寄せパターン別、フォローアップ対象の拡大後の対象候補者数 (加入者)

氏名条件		氏名条件			
		第一次名寄せ	第二次名寄せ		
生年月日 性別(下段)	氏名条件	①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致	ソ→ン、ツ→シなどを丸 めて一致	漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サ チコ・ユキコ」などを丸め て一致	
		(フォローアップ済)	4,928	79,151	
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	388,475	1,089	16,197
		・生年月日一致 ・性別不一致	13,606	20	2,491
	第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	1,869	3	677
		・生年月日 ±1日で一致	399,057	7,306	108,813
		・元号除外し年月日一致	94,996	1,817	26,829
		・元号除外し年月日一致	13,586		
		1,326			

※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

## 厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査について現状と今後の対応

- 厚生年金等旧台帳（1466万件（船員保険旧台帳36万件を含む））とは  
昭和29年以前に厚生年金等の資格を喪失し、昭和32年時点で現存被保険者でなかった者の記録について、オンライン化を行わずにマイクロフィルム化して保管しているもの。
- これまでの取組み
  - ①厚生年金等の旧台帳の氏名・生年月日と基礎年金番号の氏名・生年月日とを突き合わせた結果、約68万件が一致。
  - ②この約68万人の方に郵便でお知らせ（グレー便）をし、うち約58万人から葉書で電話番号・連絡先の返送があり、うち約44万人の方についてご本人の記録であると確認ができた。
- 今後の取組み  
基礎年金記録との突合せで一致しなかった記録について、住基ネットと照合した結果、約7万件が「生存者」、約21万件が「5年以内の死亡者」と一致。  
生存者と一致した約7万件についてサンプル調査の実施準備中。

### ● 厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）全体像

住基ネットと照合

※右記以外の具体的な取組の対象とならない記録（約1,391万件）についても、心当たりの方への呼びかけを実施。  
（平成23年春以降）

5年以内の死亡者  
（約21万人）

生存が確認（約7万人）

未回答者（約10万人）

回答者（約58万人）

【住基ネットと突合せをした結果、氏名・生年月日が一致した生存者】

→ サンプル調査を実施した上で実施方針を策定する。

【グレー便送付対象者】

→ 送付対象者約68万人のうち、未回答者約10万人に対し、平成23年春以降に実施する特別便等の未回答者への呼びかけの際に、勧奨を行う。